

地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定内容のポイント

1 地域防災計画の改定内容

（1）各章の名称変更（原子力災害対策指針の表記に準拠）

第1章	「総則」	
第2章	「原子力災害予防計画」	→ 「原子力災害事前対策」
第3章	「原子力災害応急対策計画」	→ 「緊急事態応急対策」
第4章	「原子力災害復旧計画」	→ 「原子力災害中長期対策」

（2）今回の改定において、見直す事項

第1章 総則

- 計画の目的等の明確化
計画の目的として、「住民の安全」を「住民の生命及び身体の安全」に修正するとともに、計画の性格、他の災害対策との関係を記載
- 所在・関係周辺市町村等の範囲
原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲として、PAZ（原子力発電所から5km）、UPZ（同30km）を設定
- 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分に応じた防護措置の準備等
PAZでは、EAL（緊急時活動レベル）、UPZ及びUPZ外では、OIL（運用上の介入レベル）の区分に応じて、防護措置を実施
- 計画における対応
計画において想定する災害に過酷事故、複合災害を追加

第2章 原子力災害事前対策

- 県の活動体制の整備
警戒体制をとるために必要な体制、災害対策本部体制等の整備、原子力災害合同対策協議会等への職員派遣等
- 長期化に備えた動員体制の整備
事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制の整備
- 情報の収集・連絡体制等の整備
県と関係機関相互の連携体制、専用回線網の整備、通信手段の多ルート化と非常用電源等の確保
- 情報伝達・住民広報体制の確立
エリアメール等の活用、伝送路の多ルート化等

- 避難計画等の作成
避難計画，広域避難計画の作成，避難所等の整備及び住民等の避難状況の確認
- 災害時要援護者への対応
災害時要援護者への配慮，伝達体制の整備，病院，社会福祉施設等における避難計画等の作成
- 防災関係資機材の整備
救助・救急・消火活動用及び防災業務従事者の安全確保のための資機材の整備
- 物資の調達，供給活動
物資の備蓄・調達輸送体制の整備
- 緊急輸送活動体制の整備
専門家の移送体制，緊急輸送体制の整備，緊急性の高い区域からの避難者の輸送を迅速・円滑に行うための広域的な交通管理体制の整備
- 教育及び訓練
複合災害や過酷事故を想定した訓練実施計画の作成，実践的な訓練の実施と事後評価，シナリオレス，ブラインド訓練の実施と評価
- 行政機関の業務継続計画の策定
優先度の高い通常業務の継続のための計画策定

第3章 緊急事態応急対策

- 特定事象（原災法10条に基づく通報事象）発生時等における連絡
UPZ圏外の市町村への連絡
- 職員の動員配備体制区分の基準及び内容
放射性物質の放出状況等による職員の配備基準の明確化
- 茨城県災害警戒本部の設置基準等
災害警戒本部の設置，組織及び所掌事務の明確化
- 緊急時モニタリングの強化
警戒段階におけるモニタリングの強化，国が作成するモニタリング実施計画への参画，モニタリング結果の共有
- 避難・屋内退避等
避難等の基準，避難所の開設運営等，避難所における女性や子育て家庭への配慮
- 災害時要援護者対応
災害時要援護者への配慮，病院，社会福祉施設等の避難
- 緊急輸送
PAZなどの緊急性の高い区域から，迅速かつ円滑な避難を行うための措置
- 行政機関の退避
業務継続計画に基づく退避及び業務の継続

2 原子力災害対策計画編の構成案（新旧対照表）について

別紙茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定（案）のとおり